

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平塚市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県平塚市長

公表日

令和5年9月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>(評価対象事務全体の概要) 地方税法、国民健康保険法及びこれらの法律に基づく条例による事務のうち、国民健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>①. 納税者からの申告・届出や調査による課税事務 ②. 納税者からの納税の管理、納税者への還付を行う収納事務 ③. 期限内に納税がない者への督促状発送等の滞納整理事務 ④. 国民健康保険による保険給付の支給に関する事務 (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民及び他市町村から所得情報を取得する(対象者が市内在住者の場合は宛名システム、市外在住者の場合は中間サーバーを経由して取得) ②賦課情報を作成する ③納税通知書を作成する(年度当初の納税通知書のみ外部業者へ委託、以後、例月で作成する納税通知書は庁内にて作成) ④納税通知書を納税義務者(世帯主)へ送付する ⑤納税者の納付情報を金融機関等から取得する ⑥過納付や誤納付があった場合は、還付・充当の通知を納税義務者へ行う ⑦納期限までに納付がない場合は、納税義務者に対して督促状等を発送する ⑧督促後も納付がない場合は、滞納整理を行う ⑨国民健康保険被保険者資格の管理 ⑩納入通知書による国民健康保険税(料)額の通知 ⑪国民健康保険に係る証明書の発行 ⑫国民健康保険者台帳の照会 ⑬情報提供に必要な情報を「副本」として保持する ⑭神奈川県国民健康保険団体連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額療養費多数該当の引き継ぎ業務 ⑮公金給付を実施するための公金受取口座情報の取得</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム 中間サーバー 共通基盤システム(庁内連携システム) 団体内統合宛名システム 次期国保総合システム及び国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1(第16項、第30項) ・番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第16条及び第24条)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号 別表第2(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条、2条、3条、4条、5条、9条、10条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条、22条の2、24条の2、31条の2、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3) ※別表2第30項と46項に係る主務省令は未制定 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号 別表第2(第27、42、43、44、45、121項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20条、25条、25条の2、26条) ※別表2第45項に係る主務省令は未制定 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	保険年金課	
②所属長の役職名	保険年金課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	平塚市 市民部 市民情報・相談課 情報公開担当 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号(0463)21-8764	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	平塚市 健康・こども部 保険年金課 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号(0463)21-8776	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、31、33、39、42、43、44、45、46、53、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、31、33、39、42、43、44、45、46、53、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項)	事前	当課から提供する特定個人情報に追加があることが判明したため。情報提供ネットワークシステム接続前のため提出時期は事前とする。
平成29年3月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「追加記載」	⑭神奈川県国民健康保険団体連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額療養費多数該当の引き継ぎ業務	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う変更であり、任意に事前に提出する。
平成29年3月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム 国保総合システム 中間サーバー 共通基盤システム(庁内連携システム) 団体内統合宛名システム 団体内統合宛名システム	国民健康保険システム 中間サーバー 共通基盤システム(庁内連携システム) 団体内統合宛名システム 次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う変更であり、任意に事前に提出する。
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 古矢 守	保険年金課長 春原 昭彦	事後	人事異動に伴う変更である。
平成29年11月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、31、33、39、42、43、44、45、46、53、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、31、33、39、42、43、44、45、46、53、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第2の改正により、法令上の根拠の変更。本項目の変更については、重要な変更該当しない。
平成31年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムの情報連携 ② 法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、31、33、39、42、43、44、45、46、53、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、31、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119項)	事後	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号別表第2(第43、44、45、53項)の削除(リスク低下)
令和2年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「追加記載」	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)(及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事前	令和3年3月からのオンライン資格確認等システム稼働に伴う変更であり、事前に提出する。
令和2年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「追加記載」	<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	令和3年3月からのオンライン資格確認等システム稼働に伴う変更であり、事前に提出する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムの情報連携 ②法令上の根拠	「追加記載」	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	令和3年3月からのオンライン資格確認等システム稼働に伴う変更であり、事前に提出する。
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	令和3年3月からのオンライン資格確認等システム稼働に伴う評価の再実施によるもの。
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	令和3年3月からのオンライン資格確認等システム稼働に伴う評価の再実施によるもの。
令和3年11月9日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) ・番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、31、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条、2条、3条、4条、5条、9条、10条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条、22条の2、24条の2、31条の2、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3) ※別表第2第30項と46項に係る主務省令は未制定 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法第19条第7号 別表第2(第27、42、43、44、45項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20条、25条、25条の2、26条) ※別表第2第45項に係る主務省令は未制定 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号 別表第2(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、31、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条、2条、3条、4条、5条、9条、10条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条、22条の2、24条の2、31条の2、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3) ※別表第2第30項と46項に係る主務省令は未制定 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号 別表第2(第27、42、43、44、45項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20条、25条、25条の2、26条) ※別表第2第45項に係る主務省令は未制定 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法第19条改正により、法令上の根拠の変更。 番号法第19条第7号→番号法第19条第8号 ・見直しによる変更。 別表第2(119項)→別表第2(120項) (特定個人情報の提供ができる根拠規定) ・見直しによる削除。 番号法第19条第8号別表第2(第31項)の削除(リスク低下) 本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
令和4年11月17日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	「追加記載」	⑮公金給付を実施するための公金受取口座情報の取得	事前	令和5年1月から公金受取口座を活用した公金給付業務の運用が開始されるため。(中間サークルに登録されている公金口座情報を取得するが本人同意に基づく取得であり、漏洩等のリスクの変動はなし。)
令和4年11月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	令和5年1月から公金受取口座を活用した公金給付業務の運用が開始に伴う評価の再実施によるもの。
令和4年11月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	令和5年1月から公金受取口座を活用した公金給付業務の運用が開始に伴う評価の再実施によるもの。
令和5年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令の根拠	(特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号 別表第2(第27、42、43、44、45項)	(特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号 別表第2(第27、42、43、44、45、121項)	事後	・(理由)現時点までの番号法の条文スレを見直し記載した。 ・(理由)公金受取口座登録制度が開始されることで、同口座情報に関して情報提供ネットワークシステムを利用し、デジタル庁の公的給付支給等口座登録簿の副本情報を照会することが必要になるために、「121」を追加した。
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	・(理由)令和6年4月に予定している国保情報集約システムの機器更改に伴う評価の再実施によるもの。
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月2日 時点	令和5年4月2日 時点	事後	・(理由)令和6年4月に予定している国保情報集約システムの機器更改に伴う評価の再実施によるもの。